

## 介護保険制度の充実強化に関する提言

介護保険制度の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 持続可能な介護保険制度の確立について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、国費負担割合の見直しを行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること。

また、調整交付金は別枠化すること。

### 2. 介護人材の確保について

(1) 都市自治体にとって喫緊の課題である介護人材不足解消のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。

また、処遇改善加算の手続きについては、事業者の事務負担が軽減されるよう更なる配慮を行うこと。

(2) 介護支援専門員の確保・定着のため、処遇改善加算の対象に追加するなど、抜本的な処遇改善措置を講じること。

また、介護支援専門員の確保・定着に向けて、資格取得要件や更新研修等を見直すなど、就業に係る環境の改善に向けた必要な措置を講じること。

(3) 介護報酬について、近隣自治体との賃金格差を解消するため、地域の実情を反映した地域区分になるよう、今後も継続して見直しを行うなど必要な措置を講じること。

なお、令和6年人事院勧告等を踏まえた見直しを行う場合は、地域の実態を十分に踏まえ、適切な措置を講じること。

(4) 過疎地域や中山間地域など、新たな人材確保が特に難しい地域に対して、財政支援を創設するなどの必要な措置を講じること。

(5) 外国人介護人材の確保・定着のため、事業者に対して受け入れ環境の整備や情報提供などの支援策を充実すること。

### 3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて、都市自治体が地域の実情に応じて必要な人材を確保するため、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、事業費に係る上限額を廃止すること。

また、円滑な事業実施を行うため、財政措置の充実や保険者に対する事務負担への配慮など、必要な支援措置を講じること。

(3) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について、高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進が図られるよう、今後も継続して必要な予算を確実に確保すること。

また、交付金の評価指標の見直しに当たっては、地域の実情を反映するとともに、都市自治体が安定的な財源として見込めるよう急激な評価基準の変更を行わないこと。

### 4. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する保険料の軽減措置については、国の責任において必要な財源を確保すること。

(2) 低所得者の利用料の軽減が図られるよう、財政措置を講じること。

また、補足給付について、低所得者の負担が増加しないよう、財政措置の充実を図るとともに、認知症対応型共同生活介護を対象に追加すること。

なお、補足給付に係る資産勘案については、保険者の負担軽減と公平性の担保のため、給付における資産等の確認方法の見直しを行うこと。

### 5. 制度改正について

(1) 制度改正に当たっては、都市自治体への情報提供や意見聴取を十分に行い、地域間格差が生じることのないよう、事務負担に十分に配慮すること。

(2) 施設所在自治体の負担が増大しないよう、在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅及び認知症対応型共同生活介護を住所地特例の対象に追加すること。

(3) 軽度者の訪問介護、通所介護サービスの地域支援事業への移行については、軽度者への介護サービスの質が低下することがないよう、課題や影響

を十分に調査・分析し、利用者や都市自治体等の意見を踏まえたうえで、慎重に検討すること。

## 6. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 介護保険事業計画等に基づくサービス提供の円滑な実施のため、都市自治体がより弾力的に施設整備を行えるよう、介護施設の整備や改修に対して財政措置等の支援策を拡充するなど、必要な支援を行うこと。

また、国有地を介護サービス基盤の整備に活用する場合、貸付料の更なる減額措置等の充実を図ること。

(2) 地域医療介護総合確保基金について、所要額を確保したうえで、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体等の意見等を勘案し、弾力的な活用を図ること。

(3) 小規模多機能型居宅介護の普及・促進を図るため、運営基準や規制の緩和を行うこと。

## 7. 保険料の徴収について

保険料特別徴収の対象として、老齢厚生年金を追加すること。

## 8. 介護報酬等について

(1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素でわかりやすい報酬体系を構築すること。

(2) 地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

(3) 介護保険事業計画期間中に報酬改定を行う場合は、保険料や利用者負担に影響を及ぼすことのないよう、国による財政措置を確実に講じること。

(4) 令和6年度介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬が減額されたが、中小規模の訪問介護事業所の経営状況を圧迫していることから、地域の介護を支える中小規模の訪問介護事業所が安定してサービスを提供できるよう、報酬改定の影響を十分に検証し、訪問介護サービスの実態に即した抜本的な見直しを行うなど必要な措置を講じること。

(5) 中山間地域等の事業所は訪問や送迎の際に長距離・長時間の移動が必要となり、効率的なサービス提供ができず採算性が低い状況にあることから、

交通の利便性が低い地域においても事業者が安定してサービスを提供できるように、地域の実情に応じた介護報酬の設定を行うこと。

#### 9. 介護DXの推進等について

(1) 介護DXの推進に当たっては、介護情報基盤の構築等に係る具体的な情報を早期に提供するとともに、スケジュールについては、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、必要な支援策を講じるなど、柔軟に対応すること。

また、介護情報基盤に係る費用負担を示すとともに、関係者の理解が得られるよう丁寧に説明し、過度な負担とならないよう慎重に検討すること。

特に、運用経費については地域支援事業として財源を確保するとしているが、保険者がすでに実施している同事業の各種サービス等に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じること。

(2) 介護保険に係るシステムの改修やクラウド化について、財政措置の充実に努めるとともに、システム標準化に当たっては保険者の意見を十分に踏まえた上で必要な措置を講じること。

#### 10. 物価高騰対策関係について

介護事業所については、物価高騰の影響により厳しい経営環境に置かれていることから、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置や支援施策の拡充等の支援を講じること。